

基安化発 0331 第 6 号  
令和 7 年 3 月 31 日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課長

SDS（安全データシート）情報交換のための  
標準的フォーマット等の公開について  
—標準的フォーマットの活用による SDS 作成・交付の迅速化—

日頃より厚生労働行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、厚生労働省では、労働安全衛生法第 57 条の 2 に基づく化学物質の危険有害性情報の通知（SDS の交付等）をより迅速かつ的確に行う観点から、SDS 情報を電子的に交換するための標準的なフォーマット及び利用マニュアルを作成し、厚生労働省ホームページで公開しました。

化学物質の譲渡・提供者が共通のフォーマットを用いて危険有害性情報のデータ（SDS データ）を作成することにより、電子的な情報の交換を容易にすること、SDS の作成・変更・交付等の一連の作業負担を軽減すること、SDS による情報伝達の迅速化を図ること等を目的としたものです。

また、このフォーマットを活用した SDS データの作成を支援するため、令和 7 年度から、化学物質の譲渡・提供者等が当該フォーマットの活用のため自社システムの改修を行う場合や、新たにシステムを導入する場合等において、必要な費用の一部を補助する事業の開始を予定しています（詳細は厚生労働省ホームページにおいて 4 月以降公開予定です。）。

厚生労働省では、このフォーマットの活用を促進するため、化学物質の譲渡・提供を行う事業場や SDS 作成に係るシステム販売会社等に対し幅広く周知を行ってまいりますので、貴団体におかれましても、傘下団体及び企業等への周知についてご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56484.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56484.html)

(公開資料)

- ・ SDSデータ交換フォーマット項目定義書
- ・ SDSデータ交換フォーマットデータ利用マニュアル(システム開発者向け)